

① 旧定率法を旧定額法に変更した場合

【計算式】

$$\left(\begin{array}{l} \text{変更した年の} \\ \text{1月1日} \\ \text{における} \\ \text{未償却残高} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{減価償却} \\ \text{資産の実} \\ \text{際の取得} \\ \text{価額} \end{array} \times \frac{10}{100} \right) \times \begin{array}{l} \text{前記(2)ロにより} \\ \text{定められた耐用年} \\ \text{数に} \\ \text{法の償却率} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{その年に業務の用} \\ \text{に供された月数} \\ 12 \end{array}}{12} = \begin{array}{l} \text{変更後の} \\ \text{減価償却費} \end{array}$$

※ 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

【設 例】

次の減価償却資産について、償却の方法を旧定率法から旧定額法に変更し、変更後の耐用年数について前記(2)ロ ii の耐用年数を選択した場合

取得価額：10,000,000 円

耐用年数：10 年

耐用年数 10 年の旧定率法の償却率 ⇒ 0.206

耐用年数 10 年の旧定額法の償却率 ⇒ 0.100

耐用年数 7 年の旧定額法の償却率 ⇒ 0.142

変更した年の 1 月 1 日における未償却残高：5,100,000 円

未償却残高割合 $5,100,000 \text{ 円} \div 10,000,000 \text{ 円} = 0.510$ (小数第 4 位を四捨五入)

未償却残高割合 0.510 は、耐用年数取扱通達「付表 7 (1) 旧定率法未償却残高表 (平成 19 年 3 月 31 日以前取得分)」の 10 年の欄の 0.631 (経過年数 2 年) と 0.501 (経過年数 3 年) の間に位置するため、下位の 0.501 に対する 3 年が経過年数になります。

【付表 7 (1) 旧定率法未償却残高表 (平成 19 年 3 月 31 日以前取得分)】抜粋

耐用 年数 経過 年数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1 年	0.454	0.562	0.631	0.681	0.720	0.750	0.774	0.794	0.811	0.825	0.838	0.848	0.858	0.866
2 年	0.215	0.316	0.398	0.464	0.518	0.562	0.599	0.631	0.658	0.681	0.702	0.720	0.736	0.750
3 年	0.100	0.178	0.251	0.316	0.373	0.422	0.464	0.501	0.534	0.562	0.588	0.611	0.631	0.649
4 年	0.050	0.100	0.158	0.215	0.268	0.316	0.359	0.398	0.433	0.464	0.492	0.518	0.541	0.562
5 年	0.040	0.066	0.100	0.147	0.193	0.237	0.278	0.316	0.351	0.383	0.412	0.439	0.464	0.487
6 年	0.030	0.050	0.063	0.100	0.139	0.178	0.215	0.251	0.285	0.316	0.346	0.373	0.398	0.422
7 年	0.020	0.040	0.050	0.068	0.100	0.133	0.167	0.200	0.231	0.261	0.289	0.316	0.341	0.365
8 年	0.010	0.030	0.040	0.050	0.072	0.100	0.129	0.158	0.187	0.215	0.242	0.268	0.293	0.316
9 年	0.000	0.020	0.030	0.040	0.052	0.075	0.100	0.126	0.152	0.178	0.203	0.228	0.251	0.274
10 年	0.010	0.010	0.020	0.030	0.040	0.050	0.065	0.077	0.100	0.123	0.147	0.170	0.193	0.215

法定耐用年数(10 年)から経過年数(3 年)を控除した年数(7 年)で変更後の減価償却を行います。

10 年－3 年＝7 年

$(5,100,000 \text{ 円} - 10,000,000 \text{ 円} \times 10/100) \times 0.142 \times 12/12 = 582,200 \text{ 円}$ (変更後の減価償却費)